

## 4. 都市公園特定事業

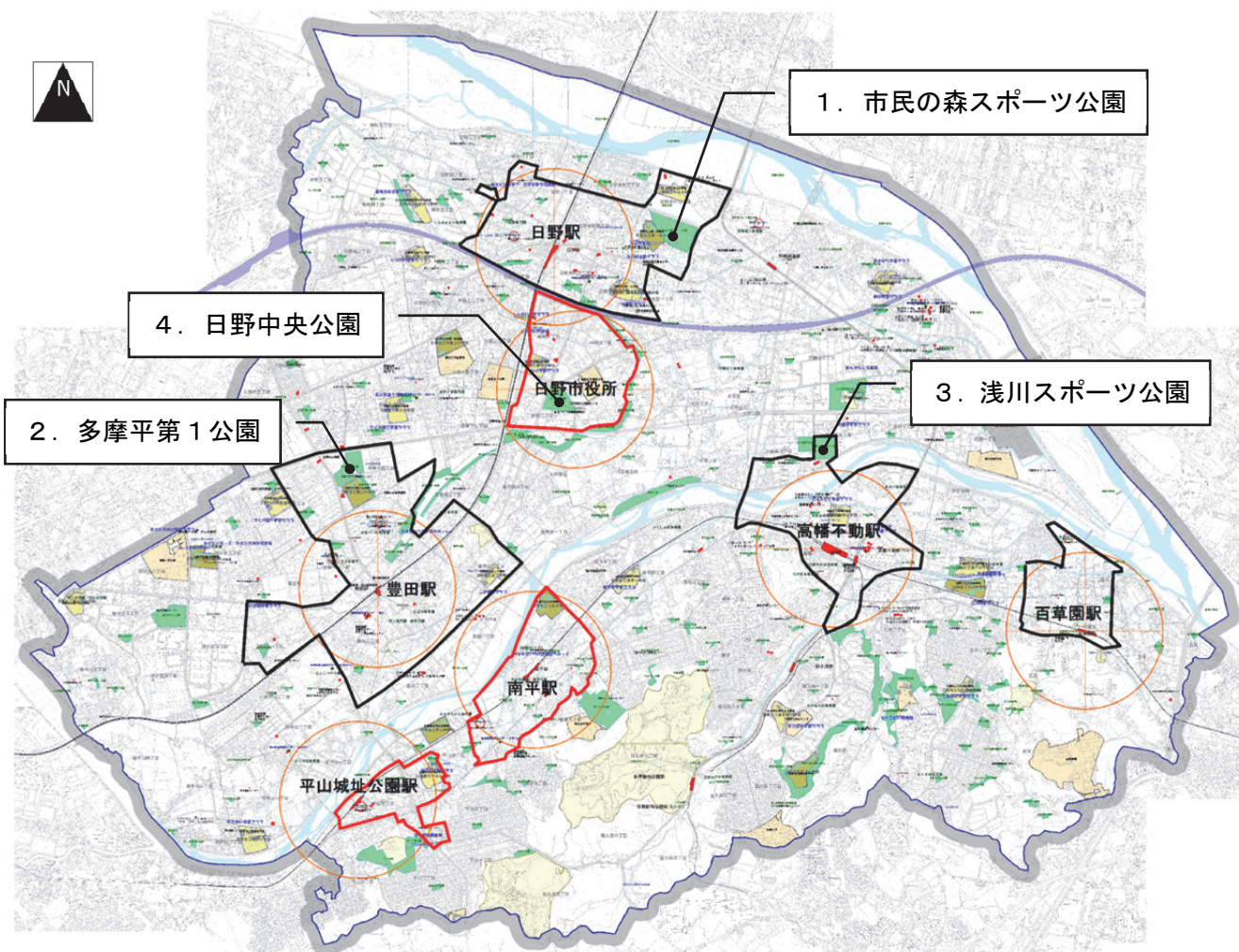
### (1) 都市公園特定事業の考え方

重点整備地区内の4つの都市公園（市民の森スポーツ公園、多摩平第一公園、浅川スポーツ公園、日野中央公園）において、以下の整備を進めます。

- 公園内の特定公園施設及び主要な公園施設に対して主要な出入口から移動等円滑化された経路の整備（視覚障害者誘導用ブロックの設置を含む）
- 管理事務所への傾斜路の設置
- ベンチまでの経路を移動等円滑化基準で改修
- 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修
- 園内の要所へ案内板や標識等の設置

都市公園特定事業の対象となる4つの公園の位置

- 既存の重点整備地区    ■ 新規の重点整備地区    ○ 半径500mの距離



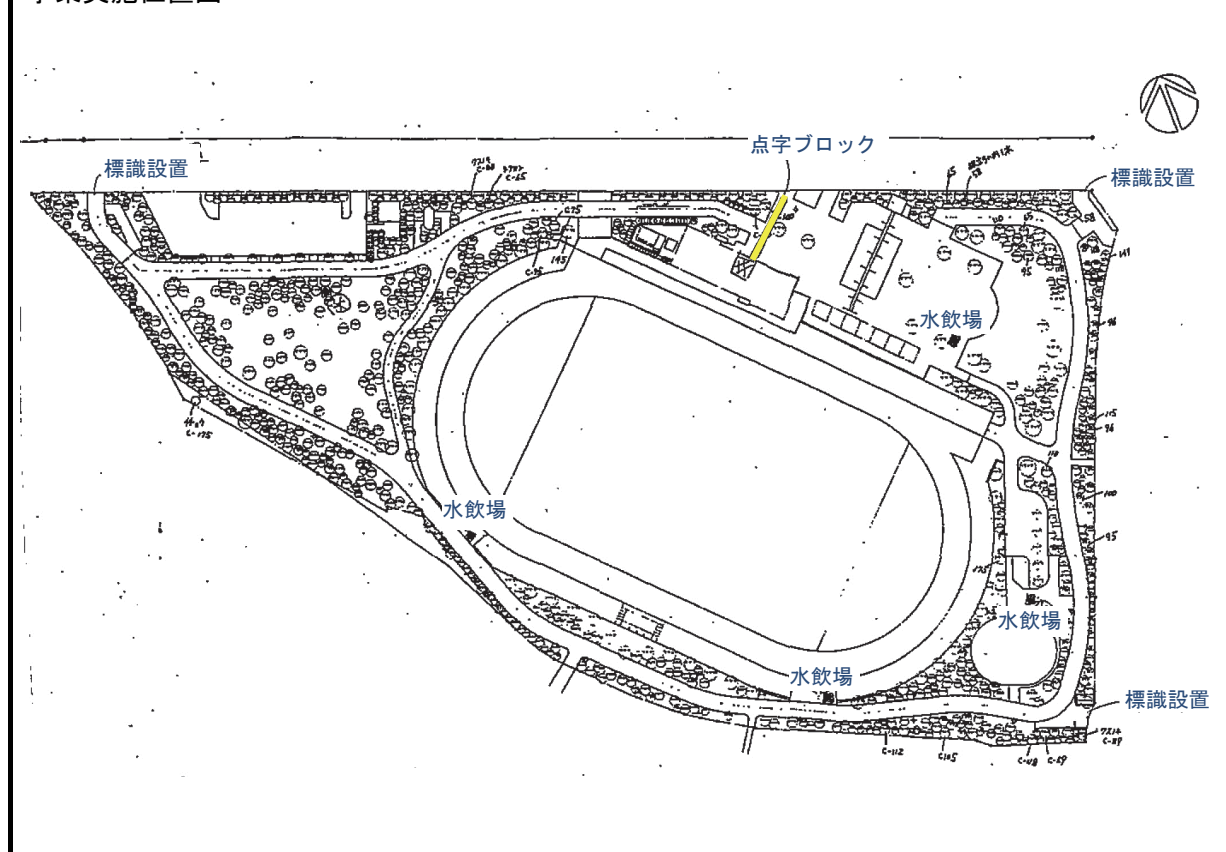
## (2) 日野駅周辺地区

### 都市公園特定事業 (①日野駅周辺地区)

整備対象	市民の森スポーツ公園	事業主体	日野市
事業内容	事業量	実施予定期間	
		着手	完了
ア. 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修	4箇所	平成26年度	平成26年度
イ. 園内の要所へ標識等を設置	3箇所	平成30年度	平成30年度
ウ. 北側管理棟前出入口～管理棟・だれでもトイレへ視覚障害者誘導用ブロックを要所に設置	約20m	平成30年度	平成30年度

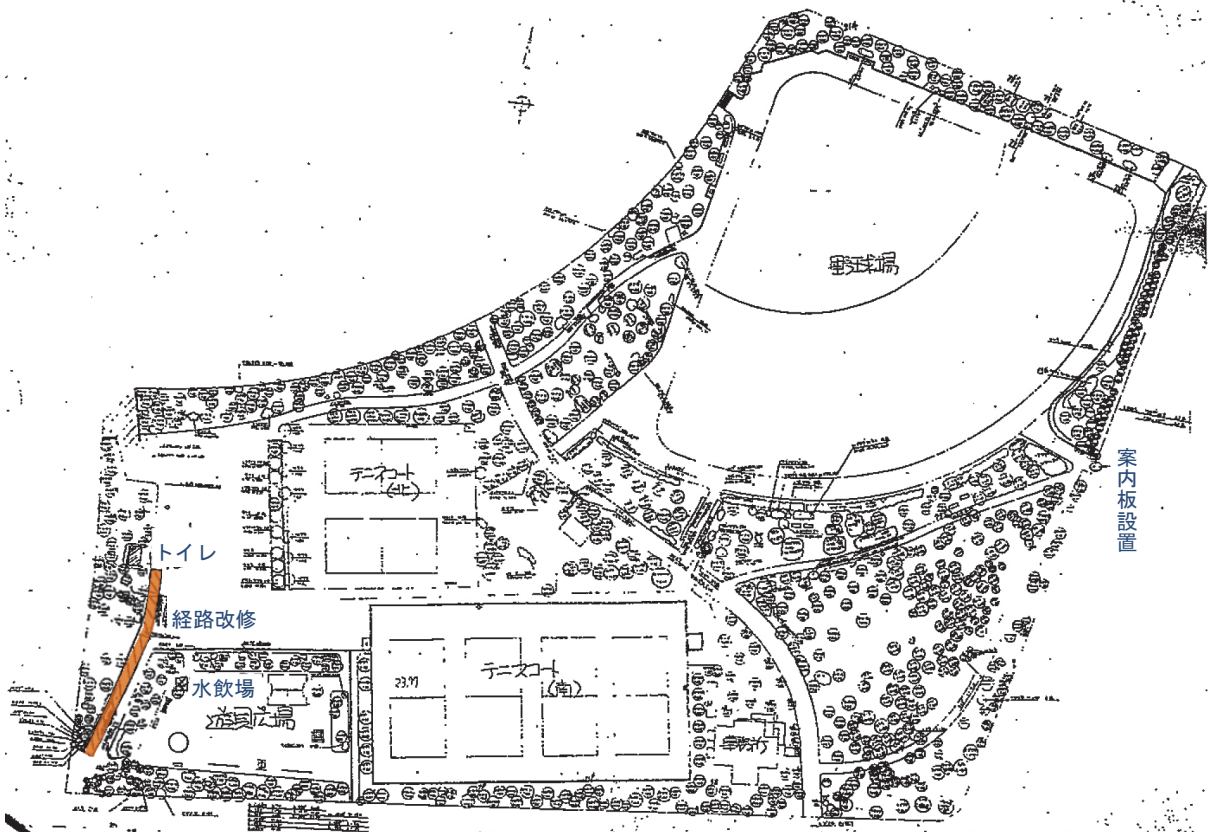
事業実施に際し配慮すべき重要事項

事業実施位置図



### (3) 豊田駅周辺地区

#### 都市公園特定事業 (②豊田駅周辺地区)

整備対象	多摩平第1公園	事業主体	日野市	
事業内容	事業量	実施予定期間		
		着手	完了	
ア. 野球場、テニスコート（北側）の通路に接続し、テニスコート（南側）、西側のトイレ・遊具広場・出入口2箇所を結ぶ経路を移動等円滑化基準で整備（幅員が狭くなっている部分等の改修など）	約40m	平成32年度	平成32年度	
イ. 管理事務所への傾斜路を設置	1箇所	平成32年度	平成32年度	
ウ. 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修	1箇所	平成28年度	平成28年度	
エ. 園内の要所へ案内板や標識等を設置	1箇所	平成32年度	平成32年度	
<b>事業実施に際し配慮すべき重要事項</b> ・アについては、トイレ～出入口の経路を改修。				
<b>事業実施位置図</b> 				

#### (4) 高幡不動駅周辺地区

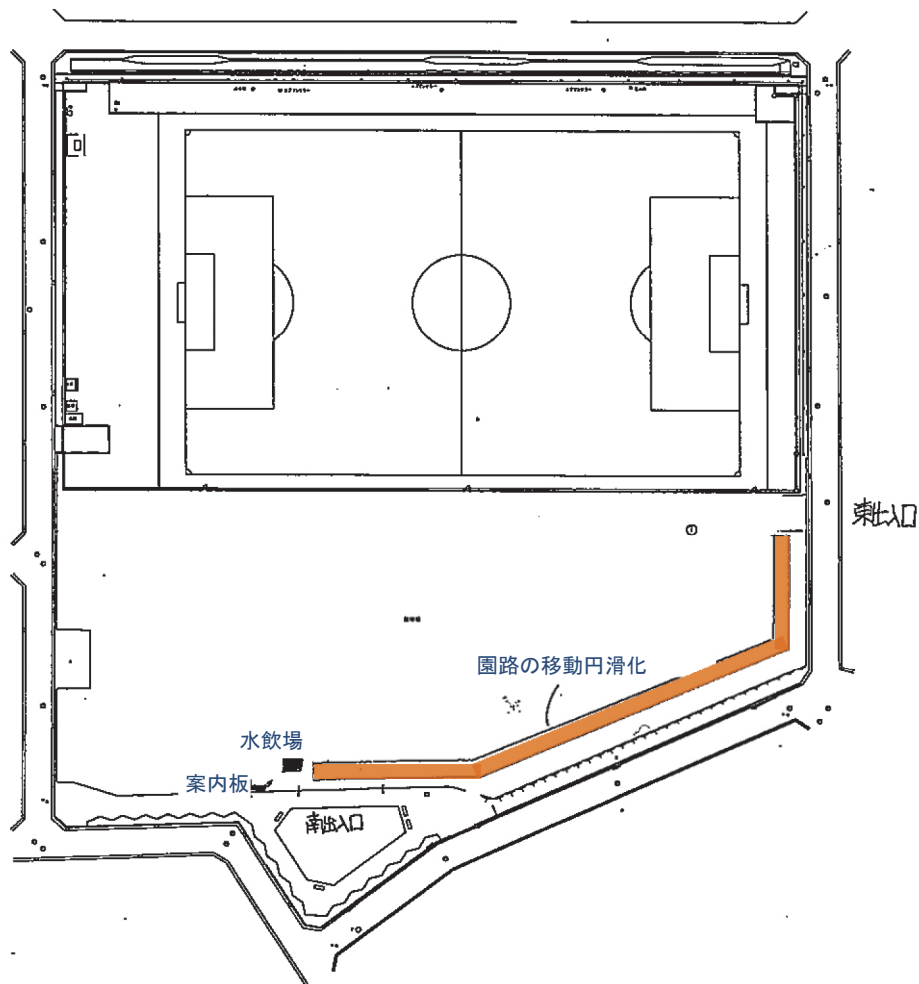
##### 都市公園特定事業 (③高幡不動駅周辺地区)

整備対象	浅川スポーツ公園	事業主体	日野市
事業内容	事業量	実施予定期間	
		着手	完了
ア. 南側出入口～だれでもトイレ、南側出入口～水飲場～東側出入口を結ぶ経路を移動等円滑化基準へ整備	約120m	平成29年度	平成29年度
イ. 園内の要所へ標識等を設置	1箇所	平成29年度	平成29年度

##### 事業実施に際し配慮すべき重要事項

- ・南側出入口～水飲場～東側出入口の経路を整備。

##### 事業実施位置図



## (5) 日野市役所周辺地区

### 都市公園特定事業 (⑦日野市役所周辺地区)

整備対象	日野中央公園	事業主体	日野市	
			実施予定期間	
事業内容		事業量	着手	完了
ア. ベンチまでの経路を移動等円滑化基準で改修		1箇所	平成31年度	平成31年度
イ. 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修		2箇所	平成27年度	平成27年度
ウ. 園内の要所へ標識等を設置		1箇所	平成31年度	平成31年度
エ. 市役所前出入口～屋外ステージ～広場、西側歩道～だれでもトイレにおいて視覚障害者誘導用ブロックを要所に設置		2箇所	平成31年度	平成31年度

#### 事業実施に際し配慮すべき重要事項

- ・アについては、北側水飲場部分の経路を改修。
- ・エについては、出入口2箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置。

#### 事業実施位置図

